

昭和56年5月以前に建築された木造住宅をお持ちで、  
「土佐市住宅耐震化促進事業」をご活用される方限定

木造耐震化促進ローン

土佐市から補助金が出ます。

# 耐震強度 1.0

耐震改修設計・工事費用の自己負担分および工事と同時に行うリフォーム費用をご融資します。

なんぼ避難所ができて、家に敷かれたり、家が倒れて道が通れなくなったら、そこまで逃げられません。  
耐震診断・補強工事等を行い、建物を「耐震強度1.0」以上にしましょう！



「耐震強度1.0」とは

建築基準法で定められた最低限必要な耐震強度です。耐震強度1.0は、大地震が起きても建物が倒壊はしないという強度です。

ご融資金額：100万円以内

ご融資期間：10年以内

当初5年間

ご融資年利率：1.0%

5年経過後は変動金利となります。



## 木造耐震化促進ローン「耐震強度1.0」商品概要

|           |  |
|-----------|--|
| ご利用いただける方 | 以下の条件をすべて満たされる方<br>・昭和56年5月以前に建築された木造住宅をお持ちで、「土佐市住宅耐震化促進事業」をご活用される方<br>・ご勤務先またはご住居が当組合営業地域内の方で、お申込み時の年齢が20歳以上65歳以下で返済時70歳以下の方<br>・安定継続した収入の見込める方   |
| お使いみち     | ・「土佐市住宅耐震化促進事業」を活用した、昭和56年5月以前に建築された木造住宅に対する耐震診断・耐震改修設計・耐震工事にかかる自己負担費用<br>・上記工事と同時に行うリフォーム工事費用   |
| ご融資金額     | 100万円以内  |
| ご融資期間     | 10年以内  |
| ご融資利率     | 当初5年間（固定金利）年1.0%<br>※ご融資時の利率と、その時点における当組合の最優遇長期貸出利率（以下、「基準利率」といいます。）との差分を、5年経過後は、その時の基準利率に上乘せして新利率を適用します。利率の見直しは年2回行います。   |
| 貸付形態      | 証書貸付   |
| ご返済方法     | ・毎月元利均等返済<br>・毎月元利均等返済とボーナス払いの併用（ただし、ボーナス返済元本はご融資金額の50%以内）   |
| 担保・保証人    | ・担保は原則不要です。<br>・原則1名以上の方に連帯保証人になっていただきます。  |
| ご用意いただく書類 | ・本人確認資料<br>運転免許証、健康保険証、個人番号カード、パスポート、印鑑証明のうち1点<br>・所得を証明する資料<br>源泉徴収票、所得証明書、納税証明書（その1、2）など（ただし、ご融資金額が50万円未満の場合は不要です。）<br>・お使いみちを証明する資料<br>「土佐市住宅耐震化促進事業」の申込などで使用された書類一式およびリフォーム工事に関する見積書など |
| その他       | ・融資金額は原則、お客さま口座経由で、業者への振込になります。<br>・審査の結果によっては、ご希望に添えないこともありますのでご了承ください。   |

詳しいことは、各店窓口・渉外係までお問合せください。

（平成28年6月7日現在）

とさしん こと

# 土佐信用組合

本店

土佐市高岡町甲 2137-1

Tel 088-852-1211

宇佐出張所

土佐市宇佐町宇佐 1683-3

Tel 088-856-0040

「土佐市住宅耐震化促進事業」の内容につきましては、裏面パンフレット  
(土佐市作成) をご覧ください。

（融資利率などの商品内容は、金融情勢の変動等により予告なく変更されることがあります。詳細は、窓口もしくは渉外担当者にお問合せ下さい。）

## 防災対策課からのお知らせ

# 木造住宅の耐震化を支援します！

昭和56年5月31日以前に建築された住宅は、地震の揺れで倒壊する危険性が高いと言われています。土佐市では、木造住宅の耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事に対する補助を行っています。来るべき南海トラフ地震に備えて、ぜひお住まいの家の耐震化を行いましょう！

### 【耐震化事業の流れ】

#### ①耐震診断(無料)

##### 対象住宅

昭和56年5月31日以前に建築された住宅

#### ②耐震改修設計

##### 対象住宅

①の耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」もしくは「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅

##### 補助金額

耐震改修設計費用(上限324,000円)

#### ③耐震改修工事

##### 対象住宅

②の耐震改修設計を行った住宅

##### 補助金額

耐震改修工事費用の一部  
(上限1,525,000円)

- ・ ①～③は、それぞれ別の事業者で実施することも可能です。
- ・ 次の段階に進むことを義務づけられるわけではありません。
- ・ 過去の診断結果や設計図書も有効です。